5-1 課税状況

(1) 課税狀況

(1)	н	木17	区 区								分					相	続	人	0))	数		金			額	į	
															外						人 -	外					千円	月 -
取			得		, 	け —		<u> </u>	崔		佃	í		額						3,	, 677				231	, 99	8, 50	6
相	続	時	料	青白	算	課	税	遃	i F	用 戼	甘	産	価	額							156				E	5, 09	6, 06	0
債			彩	5			控			ß	余			額						2	, 091				20), 20	5, 28	4
暦	年	=	課	税		分	贈	Ė	チ	財	産	Ē -	価	額							579				2	2, 07	1, 32	3
課				1	锐				ſi					格						3	, 701				218	3, 96	0, 60	4
					算			出			税			額						3	, 645				26	5, 52	9, 54	0
相	続	£ 1	锐	額	2		割		7	加		算		額							436					35	9, 54	6
									i	計					実					3	, 645				26	5, 88	9, 08	6
					暦	年	1	果	税	分	. [曽	与	税							146					11	2, 04	4
					配				1	偶				者							546				6	5, 43	0, 19	1
					未			成			年			者							43					1	3, 66	8
税	額	įį	空	除	障					害				者							128					12	0, 54	4
					相			次			相			続							131					13	6, 17	6
					外			玉			税			額							_							-
									i	計					実						945				6	5, 81	2, 62	4
差				ī	31				Ŧ	······· 兑				額						3	, 170				20), 07	6, 46	3
相	続	時	精	算	課	税	分	贈	与	· 税	額	控	除	額							63					41	6, 93	4
小														計						3,	, 166				19	, 65	9, 52	9
農		地		等		納		税		猶		予		額							7					17	6, 27	9
株		式		等		納		税		猶		予		額							9					20	5, 88	5
山		林		等		納		税		猶		予		額							-							-
_	4 -	Δ±	T.)/	±+	納			付			税			額						3	, 162				19), 30	0, 25	9
甲	告	納	柷	頟	還			付			税			額							21					2	2, 89	5
災	害	減	免	法	第	4	条	に	ょ	る	免	除	税	額							-							-
遺	產	Ě	に	1	系	る		基	石	 楚	控	ß	<u></u> 除	額						1,	, 225				99), 38	0, 00	0

調査対象等: 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈

与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成26年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1
- 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

(2) 課稅7	$\sqrt{\pi}$	の条件比較													
年 5	<u>ب</u>	課	税価	格		相続税額	税額控除	納	付稅	兇額		還	付税額		被相続人の数
4)	'J	相続人の数		金 智	至 額		7元4只1上1小	相続人の数		金	額	相続人の数	金	額	が入れ口形に入りり数
		人			千円	千日	9 千円	人			千円	人		千円	人
平成21年	分	3, 079	:	178, 457,	, 209	19, 727, 826	5, 739, 518	2, 615		13, 27	4, 068	25		41,548	1, 037
平成22年	分	3, 300		193, 961,	, 970	21, 667, 106	6, 709, 482	2, 805		14, 64	6, 111	31		54, 976	1, 129
平成23年	分	3, 326		189, 143,	, 796	20, 071, 601	5, 375, 789	2, 842		14, 38	8, 658	22		45, 274	1, 139
平成24年	分	3, 378		191, 307,	, 941	20, 722, 871	5, 452, 983	2, 826		14, 85	2, 908	37		106, 001	1, 154
平成25年	分	3, 701	2	218, 960,	, 604	26, 889, 086	6, 812, 624	3, 162		19, 30	0, 259	21		22, 895	1, 225

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

(3)	忧伤者	门市	果税状況					
税	務 署	名	課	兑 価 格	納	付 税	額	被相続人
化	伤者	泊	相続人の数	金額	相続人の数	金	額	の数
			人	千円	人		千円	人
熊	本	西	547	31, 984, 506	459		2, 542, 119	184
熊	本	東	226	13, 756, 362	195		1, 195, 417	75
八		代	118	6, 642, 867	97		413, 996	37
人		当	29	1, 727, 222	25		158, 036	12
玉		名	46	2, 634, 039	39		167, 638	16
天		草	56	4, 489, 840	47		500, 418	19
山		鹿	11	624, 746	10		23, 187	6
菊		池	104	5, 463, 768	91		510, 667	31
宇		土		1, 847, 828			105, 618	10
		蘇	32		40			
阿	★ 月		1, 213	1,712,069	1 022		86, 352 5 , 703 , 448	11 401
熊	本県	計	1, 213	70, 883, 247	1, 032		0, 700, 448	401
+		\wedge	200	00 000 017	900		1 575 500	104
大则		分	393	22, 602, 317	326		1, 575, 568	134
別		府	160	9, 796, 159	134		813, 560	60
中口		津田	74	4, 872, 244	67		392, 945	25
日		田	77	4, 163, 918	70		418, 546	23
佐		伯	36	2, 849, 244	33		286, 253	14
臼		杵	23	976, 360	20		28, 239	9
竹		田	18	965, 427	16		59, 144	5
宇		佐	46	8, 526, 173	41		2, 203, 859	15
=		重	16	863, 793	13		39, 275	6
大	分県	計	843	55, 615, 635	720		5, 817, 389	291
宮		崎	345	21, 074, 872	291		1, 726, 337	113
都		城	94	5, 375, 046	81		461, 825	35
延		畄	99	4, 774, 442	86		277, 967	33
日		南	34	2, 687, 412	29		350, 216	9
小		林	29	1, 784, 853	27		166, 663	9
高		鍋	33	1, 223, 823	26		26, 821	10
宮	崎県	計	634	36, 920, 448	540		3, 009, 828	209
L_								
鹿	児	島	597	32, 506, 325	519		3, 082, 518	188
川		内	42	1, 836, 415	34		95, 393	14
<u>鹿</u> 大		屋	59	3, 835, 505	51		501, 057	21
大		島	10	1, 441, 425	9		234, 941	3
出指		水	50	2, 804, 849	44		157, 149	16
指		宿	27	1, 602, 797	18		105, 352	8
種	子	島	17	713, 739	14		25, 844	4
知		覧	52	2, 325, 428	47		99, 602	16
伊	集	院	18	877, 644	17		36, 055	7
加	治	木	117	6, 193, 307	98		369, 157	40
大		隅	22	1, 403, 840	19		62, 526	7
	児島県	:計	1, 011	55, 541, 274	870		4, 769, 595	324
総		計	3, 701	218, 960, 604	3, 162		19, 300, 259	1, 225

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

(4) 甲告及7	び処理の状況		課	税	価 格			納	付	税額		
×	分	相	続人の数	19L	金	· 額	柞	目続人の数	1.1	金 額	被相	目続人の数
			人			千円		人		千円		人
	申 告 額		3, 714	,	219	, 027, 230		3, 177		19, 195, 189		1, 225
	修正申告による増差額		59			159, 312		82		153, 416		41
本年分	更正による増差額		-			-		_		-		-
本平分	更正等による減差額		42	Δ		225, 938		47	\triangle	48, 345		19
	決 定 額		-			-		-		-		-
	計	実	3, 701	Ì	218	, 960, 604	実	3, 162		19, 300, 259	実	1, 225
	申 告 額		120		5	, 098, 360		101		283, 454		54
	修正申告による増差額		700		10	, 247, 033		965		1, 623, 027		406
证在八	更正による増差額		1	Ì		55, 000		3		9, 625		1
過年分	更正等による減差額		159	Δ	1	, 446, 387		182	Δ	364, 518		87
	決 定 額		-	Ì		-		-		-		-
	計	実	973	Ì	13	, 954, 006	実	1, 235		1, 551, 588	実	482
	申 告 額		3, 834		224	, 125, 590		3, 278		19, 478, 642		1, 279
	修正申告による増差額		759	Ì	10	, 406, 345		1, 047		1, 776, 443		447
合 計	更正による増差額		1	Ì		55, 000		3		9, 625		1
合 計	更正等による減差額		201	Δ	1	, 672, 325		229	Δ	412, 863		106
	決 定 額	A		-		-		-		-		
	計	実	4, 674		232	, 914, 610	実	4, 397		20, 851, 847	実	1, 707

調査対象等:

「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成26年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて、「過年分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

(0)	ハトラト	17L V Z 1						
区		分	過少申告	5加算税	無申告	加算税	重 加	算 税
		71	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
			人	千円	人	千円	人	千円
本	年	分	_	-	26	10, 244	-	_
過	年	分	654	84, 466	75	16, 867	36	25, 984
合		計	654	84, 466	101	27, 110	36	25, 984

調査対象等:「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

(1) 八貝、味忱Ш俗、忱命	· ·	1				1
課税価格階級	被相続人の数		うち相続時精算課 税 適 用 財 産 価 額	贈与財産価額		法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以了	292	24, 061, 452	797, 116	214, 283	369, 191	649
1 億 円 起	651	90, 134, 796	1, 362, 768	969, 492	3, 868, 940	2, 109
2 "	159	38, 207, 331	281, 372	366, 112	3, 266, 551	581
3 "	81	30, 568, 250	1, 116, 986	253, 651	4, 188, 183	308
5 "	24	14, 183, 406	369, 011	111, 571	2, 066, 451	91
7 "	9	7, 043, 495	145, 479	21, 879	1, 383, 332	41
10 "	8	11, 155, 742	284, 487	129, 300	3, 078, 235	30
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	1	3, 672, 758	676, 670	12,000	974, 305	4
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合 計	1, 225	219, 027, 230	5, 033, 890	2, 078, 288	19, 195, 189	3, 813

調査対象等: 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成26年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

(2)	法	定相続人員	別の被相続	人数										
讍	税	価 格				法	定相紛	. 人 員	別被材	泪 続 人	数			
課階	106	価格 級	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	10人超 のもの
- 11		1,04	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億	円以下	5	75	94	86	32	-	-	-	-	-	-	-
1	億	円 超	3	49	111	229	183	50	17	6	2	1	_	-
2		"	1	4	24	47	56	16	7	2	-	-	-	2
3		"	-	3	11	30	23	8	3	1	-	-	-	2
5		"	-	1	2	5	10	5	1	-	-	-	-	-
7		II	-	-	1	3	2	1	-	-	1	1	-	-
10		"	-	-	1	3	2	1	1	-	-	-	-	-
20		"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30		"	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50		II	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70		II	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100		II	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合	計	9	132	244	403	309	81	29	9	3	2	1	4

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

課	税	格					1, 22	25				219	9, 027	, 230
暦 年 課		額					30	-						3, 288
差引		額					1, 22	25						3, 942
	計		実				1, 21	15				20), 140), 675
債 務 等	葬 式 費	用					1, 18	38				2	2, 380), 292
債	債	務					1, 08	37				17	7, 760), 383
相続時料	青 算 課 税 適 用 財 産 価	額					10)6				5	5, 033	8, 890
合		計	実				1, 22	24				232	2, 055	5, 726
	計		実				1, 11	2				32	2, 432	2, 059
財 産	そ の	他					1, 05	59				16	5, 568	3, 518
他の	立	木	F				15	50					256	6, 626
その		等					ć	96						, 807
		等					33	+				10		5, 107
 家		産					86	+						, 453
現 金		等					1, 21	+						, 442
	計	-	実				87	+						, 672
価 証 券		券					33	+), 009
有価		債	-				25	-						5, 305
	特定同族会社の株式及び出同上以外の株式及び出	頁 — 資					25 65	-						l, 182), 176
	ま	+	実				20	+						3, 374
用 財 産		産	_					97						1, 872
		金						36						3, 486
(農業)	商品、製品、半製品、原材料、農産物	等						19					76	5, 265
事 業	機械器具、農耕具、じゅう器、備						13	34					278	3, 751
家屋	、 構 築	物					1, 08	30				14	1, 333	3, 036
	計		実	1, 159				59				85	5, 776	6, 691
地	その他の土	地					41	12			7	7, 838	3, 666	
		林	-				42	-						2, 781
土)	ŀ				1, 13	32						, 621
	畑 (耕作権及び永小作権を含む。		-				44	-						, 949
	田 (耕作権及び永小作権を含む。)					32	人 24				۷	1. 70:	千円 3,675
取	得財産等の種類		被	相	続	人	の数		取	得	財	産	価	額

調査対象等: 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。) について、平成26年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。